

北中企第 318 号
令和 6 年 9 月 27 日

北中城村総合計画審議会

北中城村長 比嘉 孝則



北中城村第五次総合計画（案）について（諮問）

北中城村総合計画審議会条例第 2 条第 2 項及び北中城村総合計画策定に関する規程第 11 条の規定により、別添北中城村第五次総合計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 3 月 5 日

北中城村長 比嘉 孝則 殿

北中城村総合計画審議会
会長 宮城 能彦

北中城村第五次総合計画（案）について（答申）

令和 6 年 9 月 27 日付け、北中企第 318 号により本審議会に諮問のあった北中城村第五次総合計画（案）について、審議した結果、一部修正のうえ別添のとおり答申します。

なお、この第五次総合計画で示されている村の将来像の実現に向け、総合計画に定められた各種施策について村民と連携しながら着実に実行していただくよう要望いたします。